

令和5年7月14日からの大雨で被災された方々へ

秋田県の支援情報



秋田県知事 佐竹 敬久

このたびの大雨で、亡くなられた方のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、ご遺族の方にお悔やみを申し上げます。また、被災された全ての皆さまに、お見舞い申し上げます。

歴史上経験したことのない豪雨により、県内各地で多くの家屋が浸水したほか、農地や道路・河川等のインフラに甚大な被害が発生しております。県民の皆さまにおかれましては、被害に遭われた家屋内外の片付けや、農地・農業用施設、事業所等の復旧作業にご苦労されていることと思います。どうか健康に留意して作業に当たられますとともに、梅雨明け以降、気温の高い状態が続いておりますので、こまめな水分補給や休憩を取るなど、熱中症対策にも十分にご留意願います。

皆さまが、一日も早く日常を取り戻すことができるよう、これまで以上に市町村や関係機関との連携を密にしながら、全力を挙げて被災された方々の生活や事業の再建を支援するとともに、被害施設等の復旧作業を進めてまいります。

本県として、大きな試練の時ではありますが、早期の復旧・復興に向け、県民一丸となって立ち向かっていきましょう。

1 秋田県災害見舞金について 申請は不要です

詳しくはこちら▶



給付までの流れ

秋田県では、豪雨や洪水等の自然災害により被害を受けた世帯に対し、見舞金を給付しております。市町村による被害状況調査の結果に基づき、直接または口座振込により順次給付します。被害を受けられた方で、市町村による被害状況調査が行われていない方は、お住まいの市町村窓口までご連絡ください。

主な給付内容	現に住んでいる個人所有の家屋	全壊、流失した場合	被災世帯主に60万円
			半壊、床上浸水した場合
	現に住んでいる借家(アパートなど)	全壊、流失した場合	被災世帯主に20万円
		半壊、床上浸水した場合	被災世帯主に6万円

※床下浸水は秋田県災害見舞金の給付対象となりません。

※市町村独自の見舞金給付制度の有無については、お住まいの市町村の各窓口にお問い合わせください。担当：総合防災課 電話 018-860-4504

2 住宅支援について 申請が必要です

住宅リフォーム推進事業(災害復旧)

申請は令和5年12月27日まで

詳しくはこちら▶



県内全域で半壊または床上浸水以上の住家被害を受けた方に、住宅の復旧工事の10%、最大8万円の補助金を交付します。

※申請方法等については、最寄りの各地域振興局建築課にお問い合わせください。

市町村に委任している事務

災害救助法に基づく住宅の応急修理制度

一定の要件に該当した場合、災害救助法に基づき市町村が修理費用を負担する応急修理制度を活用できる場合があります。

※その他、市町村独自の支援制度がある場合もありますので、お住まいの市町村の各窓口にお問い合わせください。

3 県税に関する救済措置について 申請が必要です

詳しくはこちら▶



令和5年7月の大雨災害で被害を受けた方に対する救済措置があります。総合県税事務所相談窓口までお問い合わせください。

県税の申告等の期限を延長することができます

県税の納税を猶予することができます

災害の減免制度を利用できます
(自動車税環境性能割、個人事業税、不動産取得税)

※市町村税の救済措置の有無については、お住まいの市町村の各窓口にお問い合わせください。

商工業者の方へ

- ◎特別相談窓口(秋田県よろず支援拠点・商工団体・金融機関等)
- ◎セーフティネット保証の指定(資金繰り支援措置)
- ◎中小企業災害復旧資金



詳しくはこちら

農林漁業者の方へ

- ◎相談窓口(市町村・JA・地域振興局)
- ◎農作物等の技術対策情報



詳しくはこちら

被災地への支援

- ◎義援金の窓口
- ◎ボランティアセンター連絡先
- ◎ふるさと納税による災害支援



詳しくはこちら

災害援護資金や生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金などの各種貸付金についてもご相談ください。



大雨で被災された方への各種支援情報はこちらをご覧ください

秋田県公式サイト「美の国あきたネット」

復旧作業中はこまめな休憩と水分補給で熱中症対策



災害に便乗した悪質商法に注意

